

### 3.4.4 小部数刊行内規

1988年1月27日刊行委決  
1990年9月25日刊行委改正決 イ)  
1991年4月16日刊行委改正決 ロ)  
2016年11月22日刊行委改正決 ハ)

第1条（目的） この内規は、刊行規程を補足するものであり、本会直営刊行物のうち、小部数刊行物の取扱いについて定める。ハ)

第2条（定義） 小部数刊行物とは、下記（1）または（2）に該当し、かつ（3）に該当するものをいう。イ) ロ) ハ)

- （1）本会として社会的に刊行の義務のあるもの（各種災害調査報告書等）
- （2）その内容が高度に専門化し、限られた読者を対象としたもの
- （3）刊行企画承認時の初版発行部数（電子媒体の場合は想定販売部数）が1000部以下のもの

第3条（媒体の選択） 第2条に該当するものの刊行にあたっては、電子媒体によって発売・頒布されることを奨励する。ハ)

第4条（原稿執筆および入稿） 刊行委員会が小部数刊行物と判断した著作物の編著委員会は、以下の方法により原稿のとりまとめを行う。ハ)

- （1）原稿は文書作成ソフトウェア等により作成したもので、その電子媒体をもって最終原稿とする。
- （2）図表については、鮮明で状態のよいものを提出する。
- （3）（1）の版面をもって刊行物を制作する。

第5条（補助金の活用） 第2条に該当する著作物の刊行にあたっては、各種補助金を受けることによって当該刊行物の編集費、製作費等の一部とすることが望ましい。ロ) ハ)

第6条（執筆報酬） ここに定める刊行物の執筆報酬は支払わない。ロ)

第7条（内規の改廃） この内規の改廃は、刊行委員会の決議によって行う。ハ)

#### 附則

- 1) 本内規は、1990年9月25日より実施する。イ)
- 2) 本内規は、1991年4月16日より実施する。ロ)
- 3) 本内規は、2016年 11月22日より実施する。ハ)